

港湾のターミナルの脱炭素化の取組に関する認証制度ガイドライン（第3版） 第2版からの変更箇所一覧

| ページ | 項目 | 第2版の記載 | 第3版の記載（変更箇所：赤字） | 変更理由等 |
|-----|---|--|--|---|
| 6 | 2. 本認証制度の骨格 2.3 認証機関、申請者、運用方法 制度要綱第4条（3）申請者 【解説】 | （略）また、申請者とは別にターミナルオペレーター及び評価対象となる施設の所有者がいる場合には、その同意を得たうえで申請することとする。 | （略）また、申請者とは別にターミナルオペレーター及び評価対象となる施設の所有者がいる場合には、その同意を得たうえで申請することとする。 なお、ターミナルオペレーターや施設の所有者以外にも、本認証制度で評価対象となる取組の実施主体がいる場合には、その同意を得たうえで申請することが望ましい。 | ターミナルオペレーターや施設の所有者以外に、LNGバunkerの実施者、環境に配慮した船舶への入港インセンティブの実施者など、本制度で評価対象となる取組の実施主体がいることが想定されるため。 |
| 18 | 3. 認証の評価項目等 3.2 各評価項目の要件等 (2) CO2排出量原単位 | （略）なお、当該ターミナルにおける年間の貨物取扱量については、港湾調査（港湾統計）と整合的なデータを用いるものとする。 | （略）なお、当該ターミナルにおける年間の貨物取扱量については、港湾調査（港湾統計）と整合的なデータを用いるものとする。 CO2排出量原単位の算定にあたっては、CO2排出量の算出対象期間と貨物取扱量の対象期間を整合させる。また、燃料・電気のCO2排出係数についても、環境省が公表している各年度の排出係数等を参考に、算出対象期間に対応した排出係数を用いるものとする。 | CO2排出量原単位の算定にあたっての留意事項として追記。 |
| 22 | 4. 本認証制度に係る諸手続き等 4.1 申請者の手続き等 制度要綱第6条 【解説】 | （略）なお、申請書及び添付書類の様式については、別途国土交通省ホームページ（GNP認証ポータルサイト）に掲載する。 | （略）なお、申請書類の様式については、別途国土交通省ホームページ（GNP認証ポータルサイト）に掲載する（ 提出が必要な添付書類は、申請書類の様式に示す。 ）。 | 申請書類のほかに必要な添付書類については、申請書類の様式に示していることを明確化。 |
| 23 | 4. 本認証制度に係る諸手続き等 4.1 申請者の手続き等 (4) 申請書類の概要 | 申請書及び添付書類の概要を以下に示す。 なお、申請書及び添付書類の様式については、別途国土交通省ホームページ（GNP認証ポータルサイト）に掲載する。（略） | 申請書類の概要を以下に示す。 なお、申請書類の様式については、別途国土交通省ホームページ（GNP認証ポータルサイト）に掲載する（ 提出が必要な添付書類は、申請書類の様式に示す。 ）。（略） | 同上 |
| 24 | 4. 本認証制度に係る諸手続き等 4.1 申請者の手続き等 (4) 申請書類の概要 | （略）上記のほか、必要に応じて、申請内容に関する根拠資料を提出するものとする。 | （略）上記のほか、 申請書類の様式に示す添付書類（申請内容に関する根拠資料等）を併せて提出するものとする。 | 同上 |
| 24 | 4. 本認証制度に係る諸手続き等 4.1 申請者の手続き等 (5) 申請書類の取り扱い | 提出された申請書類は、審査目的以外には使用しない。（略） | 提出された申請書類（ 添付書類を含む ）は、審査目的以外には使用しない。（略） | 申請書類には添付書類も含むことを明確化。 |
| 24 | 4. 本認証制度に係る諸手続き等 4.2 認証機関による認証の手続き等 制度要綱第7条 【解説】 | 設置者は、制度要綱及びガイドラインに基づき、申請者から提出された申請書及び所定の添付資料を審査し、必要に応じて、申請内容の見直しや追加資料の提出を求めることができる。（略） | 設置者は、制度要綱及びガイドラインに基づき、申請者から提出された 申請書類（添付書類を含む） を審査し、必要に応じて、申請内容の見直しや追加資料の提出を求めることができる。（略） | 同上 |